

日南市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 55,848	千円 28,139,002	千円 770,516	千円 4,748,616	% 16.9	% 18.5

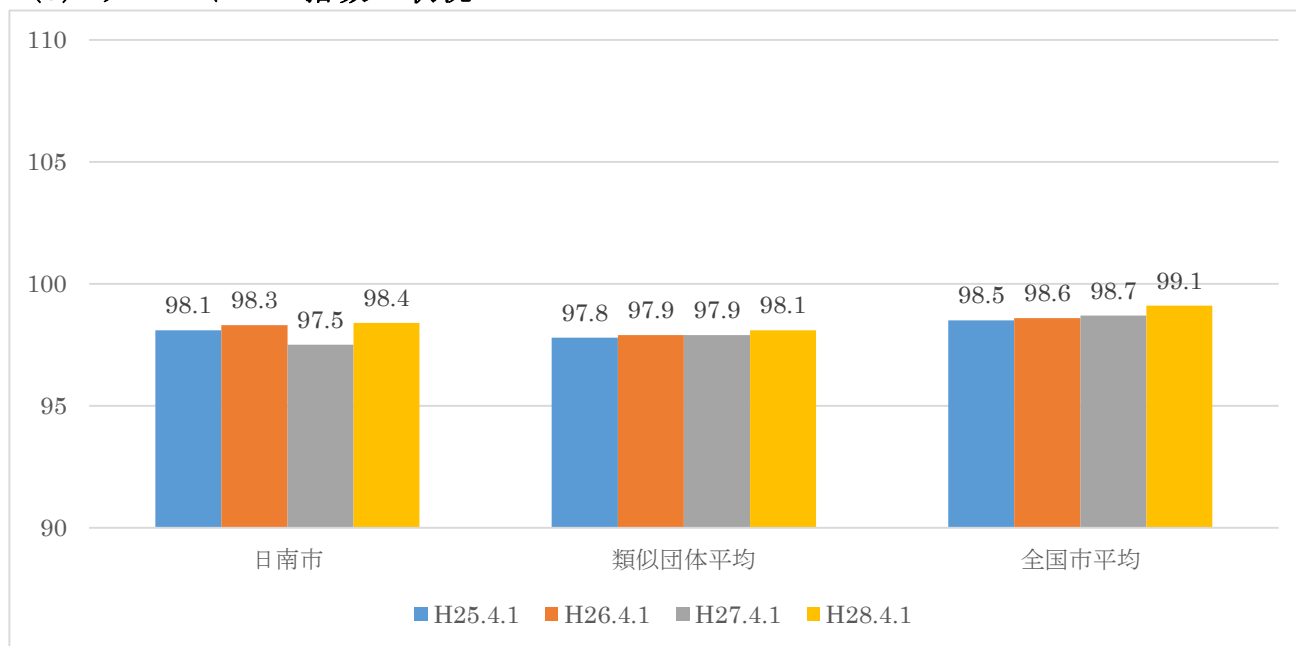
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 543	千円 2,064,020	千円 301,521	千円 777,201	千円 3,142,742

(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,787	千円 5,999

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施時期 平成27年4月1日、国の給料表の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ、激変緩和のため、当分の間、経過措置（現給保障）を実施。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（実施時期）平成27年4月1日より実施。下表のとおり段階的に支給割合を上げます。

東京都特別区	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%
日南市の 支給割合	18%	18%	18.5%	20%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日南市	43.3歳	330,744円	373,802円	351,900円
宮崎県	43.6歳	325,681円	397,392円	352,533円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.5歳	320,058円	386,078円	350,303円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日南市	46.9歳	39人	351,495円	371,650円	365,405円
うち	うち清掃職員	8人	363,664円	394,064円	392,539円
	うち学校給食員	28人	345,000円	361,997円	355,250円
	その他	3人	379,659円	401,976円	387,825円
宮崎県	—	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
類似団体	50.6歳	34人	314,663円	344,997円	331,800円

③ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日南市	39.1歳	302,024円	348,737円	317,639円
国	43.3歳	366,926円	—	442,569円
類似団体	38.3歳	288,640円	371,377円	311,956円

④ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日南市	39.7歳	297,459円	336,842円	310,634円
国	46.9歳	314,264円	—	346,820円
類似団体	41.3歳	305,169円	361,651円	321,935円

⑤ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日南市	47.3歳	351,135円	376,129円	360,265円
国	42.4歳	330,211円	—	379,832円
類似団体	41.6歳	299,537円	333,329円	315,677円

⑥ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日南市	40.5歳	312,035円	390,300円	334,217円
国	—	—	—	—
類似団体	37.8歳	292,591円	365,480円	321,748円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		日 南 市	宮 崎 県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	144,600円	140,300円	—
税 務 職	大学卒	176,700円	—	—
	高校卒	144,600円	—	—
看護・保健職	大学卒	176,700円	—	—
	高校卒	144,600円	—	—
福 祉 職	大学卒	176,700円	—	—
	高校卒	144,600円	—	—
消 防 職	大学卒	176,700円	—	—
	高校卒	144,600円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

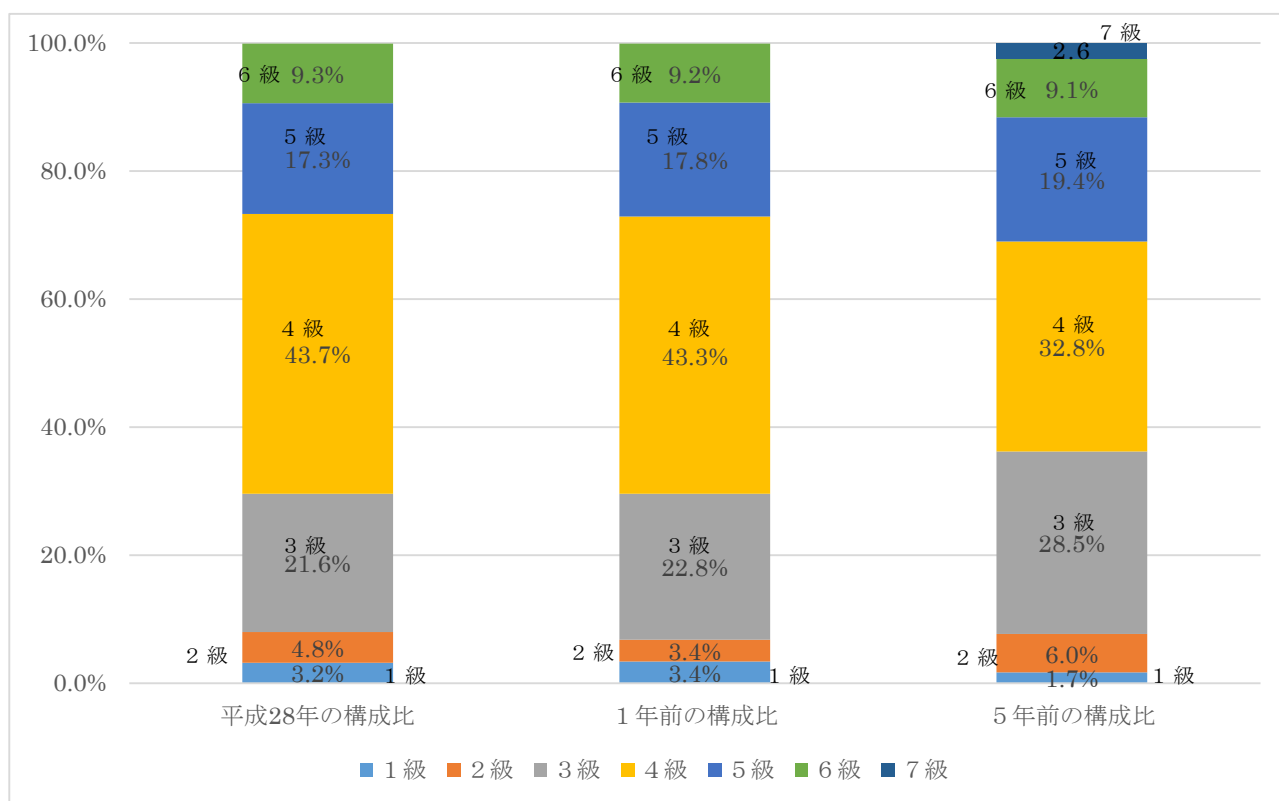
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,100円	353,000円	368,100円	378,200円
	高校卒	232,600円	316,600円	353,000円	368,100円
技能労務職	高校卒	232,600円	316,600円	353,000円	368,100円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	12人	3.2%	140,100円	246,100円
2級	副主任主事・副主任技師	18人	4.8%	190,200円	303,000円
3級	主任主事・主任技師	81人	21.6%	226,400円	348,800円
4級	係長・主査・副主幹	164人	43.7%	259,900円	379,800円
5級	課長補佐・主幹	65人	17.3%	286,200円	393,400円
6級	課長・局長	35人	9.3%	317,000円	409,000円

- (注) 1 日南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成26年に7級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

日南市一般職職員の給与に関する条例第7条により、勤務成績に応じて4号給（55歳以上の職員にあっては2号給）を標準として、規則に定める基準に従い決定する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日 南 市	宮 崎 県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,450千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,605千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	〇〇市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○ ○			
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

日南市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.59月分	49.590月分	最高限度額	49.59月分	49.590月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 3～45%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%)		
一人当たり平均支給額 19,070千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			557千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			556,776円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京	20%	2人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.4

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		7,550千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		88,821円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		15.7%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
消防職員出動手当	消防職員	消防、水防、救助、その他災害の発生に関し出動したとき	1回 300円
夜間特殊業務手当	消防職員	交替制勤務の職員が深夜業務に従事したとき	1勤務 650円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	91,767千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	169千円
支給実績（26年度決算）	82,314千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	147千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 扶養親族 月額6,500円 配偶者がいないときは1人だけ 月額11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき 月額5,000円加算	同じ	なし	69,282千円	245,679円
住居手当	借家(限度額) 月額27,000円	同じ	なし	35,374千円	278,538円
通勤手当	交通用具利用者 月額2,000～24,500円 交通機関利用者運賃等相当額 (月額55,000円が限度)	同じ	なし	25,483千円	64,841円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額43,700円	同じ	なし	19,222千円	519,507円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命ぜられた職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額の125/100～150/100	同じ	なし	26,368千円	405,662円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することになった職員に支給(月額100,000円が限度)	同じ	なし	2,772千円	554,400円
夜間勤務手当	午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額の25/100	同じ	なし	5,832千円	85,764円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	783,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000円 / 560,000円	
	副 市 長	638,000円	802,000円 / 564,400円	
報 酬	議 長	378,000円	575,000円 / 341,000円	
	副 議 長	325,000円	515,000円 / 285,100円	
	議 員	311,000円	490,000円 / 268,200円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.15月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.15月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×50/100	(1期の手当額) 18,792,000円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×30/100	9,187,200円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

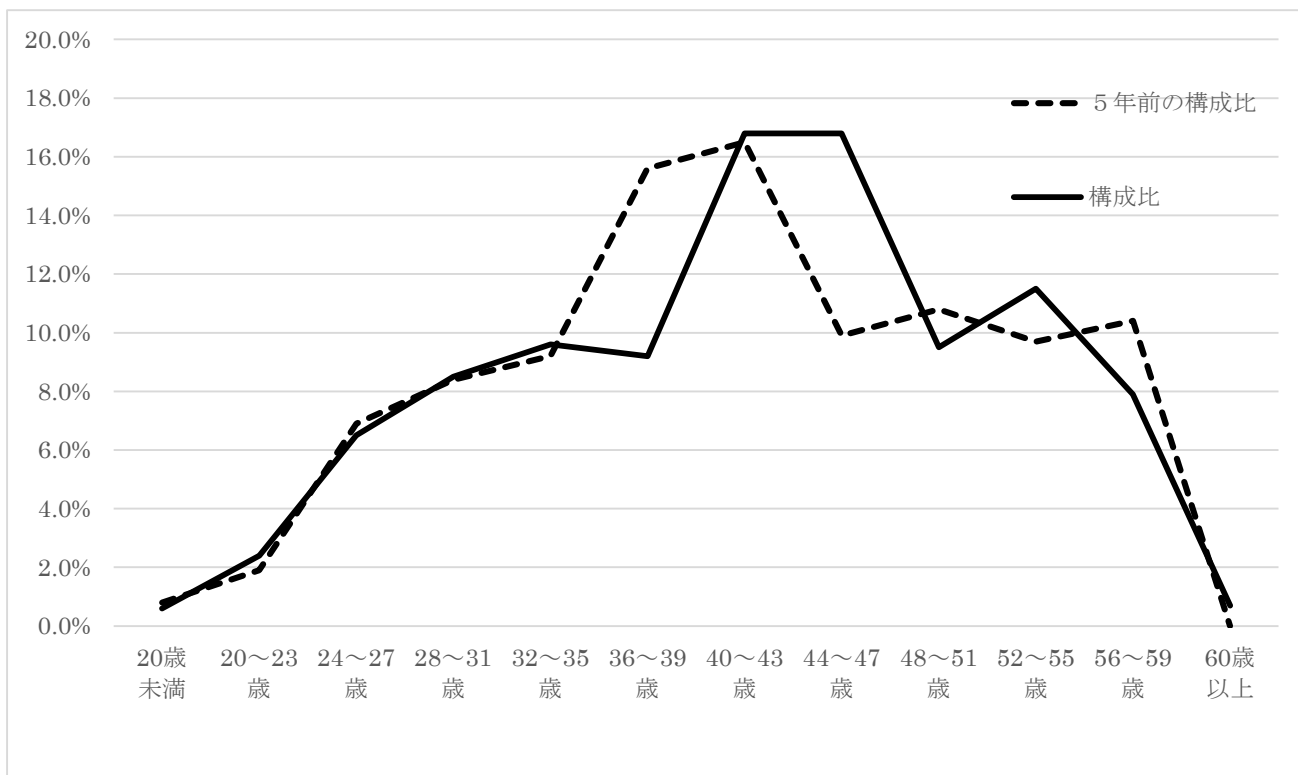
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通 会 計 部 門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	111	103	△8	組織の改革に伴う減
		税務	39	36	△3	未評価家屋調査終了に伴う減
		農林水産	51	51	0	
		商工	16	19	3	クルーズ振興室新設に伴う増
		土木	37	37	0	
		民生	91	91	0	
		衛生	39	38	△1	退職による減
		計	389	380	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 59.93人)
	教育部門	69	66	△3	業務見直しによる減	
	消防部門	85	84	△1	退職による減	
	小計	543	530	△13	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.9人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.83人)	
	公営 会 社 等 部 門	病院	83	90	7	施設増設に伴う増
水道		23	23	0		
下水道		18	18	0		
その他		35	35	0		
小計		159	166	7		
合計		702 [789]	696 [789]	△6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.6人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	17人	45人	59人	67人	64人	117人	117人	66人	80人	55人	5人	696人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	435	428	415	398	389	380	△55(△12.4%)
教育	85	81	79	75	69	66	△19(△22.4%)
消防	85	84	85	86	85	84	1(1.2%)
普通会計計	605	593	579	559	543	530	△75(△12.4%)
公営企業等会計計	145	141	145	145	159	166	21(14.5%)
総合計	750	734	724	704	702	696	△54(△7.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 859,304	千円 110,586	千円 135,965	% 15.8	% 13.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成26年度 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 20	千円 76,215	千円 8,842	千円 28,649	千円 113,706	千円 5,685	千円 6,097

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
日 南 市	43.3歳	326,829円	473,775円
団 体 平 均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 南 市	水道事業（団体平均等）
1人あたり平均支給額（27年度） 1,432千円	1人あたり平均支給額（27年度） 1,464千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

日 南 市			水道事業（市町村団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	－月分	－月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	－月分	－月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続35年	－月分	－月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	最高限度額	－月分	－月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 3～45%）			（退職時特別昇給 ）		
1人当たり平均支給額 千円			1人当たり平均支給額 千円 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	3,962千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	198千円
支給実績（26年度決算）	4,320千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	216千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	配偶者 月額13,000円 扶養親族 月額6,500円 配偶者がいないときは1人だけ 月額11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき 月額5,000円加算	同じ	なし	2,224千円	247,111円
住居手当	借家（限度額） 月額27,000円	同じ	なし	1,268千円	253,600円
通勤手当	交通用具利用者 月額2,000～24,500円 交通機関利用者運賃等相当額 （月額55,000円が限度）	同じ	なし	871千円	67,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額43,700円	同じ	なし	517千円	516,528円

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 現状

① 職種ごとの平均年齢、人数、平均給与等

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日南市	46.9歳	39人	351,495円	371,650円	365,405円
うち清掃職員	49.7歳	8人	363,664円	394,064円	392,539円
うち学校給食員	45.3歳	28人	345,000円	361,997円	355,250円
その他	53.7歳	3人	379,659円	401,976円	387,825円

② 年齢別職員数

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	2人	4人	8人	11人	4人	3人	7人	人	39人
うち 清掃職員							1人	4人		1人	2人		8人
うち 学校給食員					2人	4人	7人	7人	3人	1人	4人		28人
その他									1人	1人	1人		3人

③ その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（一）適用

イ 昇給基準

毎年4月1日に勤務成績に応じ4号給（55歳以上の職員にあつては2号給）を標準として昇給します。

(2) 基本的な考え方

平成17年11月に策定された市政一新計画に基づき、職員の定員管理に取り組み、行政のスリム化を推進するとともに、人事・給与制度の適正化や、職員の意識改革・能力の向上に努めます。また、仕事の範囲や仕事のやり方を見直し、事務事業の再構築・効率化に取り組み、可能なものは民営化や民間委託など民間活力導入の強化を図ります。

(3) 具体的な取組内容

職員の給与制度については、人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重しながら、引き続き給与水準や諸手当等の見直しを行うとともに、職務・職責・能力をより重視した給与制度への転換を検討します。

職員定数については、行政改革大綱に基づき、平成8年度より清掃業務の一部民間委託、自動車運転手の一部業務廃止等を行ってきたところであり、今後は市政一新計画や総合計画に基づいた施策の展開に応じた職員数及び退職者数の状況を見ながら適切に対処します。

(4) その他

市政一新計画に基づき、退職者の補充抑制及び職員の適正化を踏まえ、民間委託、民営化及び嘱託・臨時職員での対応等の可能性を検証し、民間活力導入を推進します。